

チェックシート 【④離婚されるとき】

区役所の窓口で行える主な手続を示していますが、全てを示せているわけではありません。

他の手続・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いします。

1F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口番号	課	窓口の色
	離婚届 届出の日から効力が生じます。 ■本籍地、住所地又は、 所在地の市区町村に届けてください。	夫と妻	・届書（成人証人2名の署名必要） ・戸籍謄本（京都市に本籍のない方） ・本人確認書類（運転免許証・パスポート等）	5	戸籍住民担当	オレンジ
	マイナンバー （変更事項の記載）	氏が変わる方 代理人	・マイナンバーカード ※住所地の市区町村役場に開庁時間内に提出してください。 ・本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・（代理人の場合は）委任状			
	国民健康保険 （国民健康保険にご加入の方）	本人又は世帯主 （氏が変わる方にお手続きが必要）	・国民健康保険被保険者証又は資格確認書 ・マイナンバー通知カード又はマイナンバーカード ・届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・（代理人の場合は）委任状	10	保険年金担当	ピンク
	国民年金 ■厚生年金や共済組合に加入される場合は、事業所へ届けて下さい。	厚生年金や共済組合に加入の配偶者に扶養されなくなった方	・年金手帳 ・離婚受理証明書等	11		
	飲食店等 （営業許可・届出） 理容所・美容所・クリーニング所・公衆浴場等	本人 又は代理人	右記までお問合せください。 ※旅館業（民泊含む）は、医療衛生センター TEL 746-7209	80	医療衛生コーナー	紫
	飼い犬登録変更	飼い主	・犬の登録事項変更届			

2F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口番号	課	窓口の色
	児童手当 （受給者が変わるとき） ■引き続き受給するためには、旧受給者の 消滅手続きと新受給者の申請が必要です。	受給者 新受給者	右記までお問合せください。 ・新受給者の個人番号確認書類 ・新受給者の健康保険被保険者証等 ・金融機関口座番号（普通預金）の確認できるもの （申請の受付は市役所*で行っていますが、 右記窓口でも申請できます。）			
	子ども医療	保護者	右記までお問合せください。			
	保育所	保護者	右記までお問合せください。			
	幼児教育・保育の無償化	保護者	右記までお問合せください。			
	児童扶養手当 ■申請される場合は事前に相談してください。 資格、所得制限等の一定の要件があります。	ひとり親家庭の 父又は母	・個人番号確認書類等（世帯全員分） ・戸籍謄本等 ・年金手帳 ・金融機関口座番号（普通預金）の分かるもの ■世帯の状況により、他に必要な書類があります。	51 52	子どもはぐくみ室	緑
	ひとり親家庭等医療 ■資格、所得制限等の一定の要件があります。	本人 又は代理人	・健康保険被保険者証（対象世帯員分） ・戸籍謄本等 ■世帯の状況により、他に必要な書類があります。			
	小児慢性特定疾患医療費助成	保護者	右記までお問合せください。			
	自立支援医療費（育成医療）	保護者	右記までお問合せください。			

※離婚時の年金分割を希望の方は、年金事務所へお問い合わせください。（申請期限 離婚後2年以内）

※離婚後の子どもの養育費の支払いや面会交流の合意書作成の手引きとQ&A

（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html）

※ひとり親家庭生活に役立てていただくため、経済的な負担や不安の軽減に関する各種制度や及び相談機関などが記載されたパンフレット（ひとり親家庭応援パンフレット）を2階51・52番窓口の子どもはぐくみ室でお渡ししています。

*京都市子ども家庭支援課分室 TEL251-1123 （同分室のみ郵送可）

〒604-8171 中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

※ 上記以外の書類が必要になることがあります。